

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」香川県大会実施要領

1 主 催

高松法務局、香川県人権擁護委員連合会

2 後 援

香川県教育委員会、全国地方新聞社連合会人権啓発事業実行委員会・四国新聞社、NHK高松放送局、(株)カマタマーレ讃岐、香川オリーブガイナース球団(株)、(株)ファイブアローズ、香川アイスフェローズ

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 応 募 規 定

(1) 対象

香川県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校（以下「中学校等」という。）に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き（HB以上推奨）、パソコン等で作成したもののいずれも可とする。

(5) その他

ア 応募作品は、未発表のものに限る。

イ 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

5 応募作品の送付

(1) 各中学校等からの送付について

応募に当たり、各中学校等内における事前審査の必要はない。応募作品の全てを送付する場合は、原稿用紙の右上部分に各応募中学校単位で1からの通し番号を記載し、一覧表（別紙(1)）を添付の上、令和6年9月10日（火）（必着）までに以下【作品の送付先】の該当する宛先に送付する。

なお、各中学校等において事前審査を実施する場合は、応募総数に応じた以下の【基準】に従って推薦作品を選定し、一覧表（別紙(2)）を添付の上、令和6年9月17日（火）（必着）までに以下【作品の送付先】の該当する宛先に送付する。

【基準】

各中学校等応募総数	推薦できる作品数
1～29編	3編以内
30～99編	4編以内
100～199編	5編以内
200～299編	6編以内
300編以上	7編以内

【作品の送付先】

- ① 高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の各中学校等

〒760-0019 高松市サンポート3-33（高松サンポート合同庁舎南館2階）
高松法務局人権擁護部 TEL 087-821-7850

- ② 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の各中学校等

〒763-0034 丸亀市大手町三丁目1番1号
高松法務局丸亀支局 TEL 0877-23-0228

- ③ 観音寺市、三豊市の各中学校等

〒768-0067 観音寺市坂本町五丁目19番11号
高松法務局観音寺支局 TEL 0875-25-4528

(2) 各人権擁護委員協議会における予選について

予選は、高松、丸亀及び観音寺の各人権擁護委員協議会、並びに高松法務局において行う。

予選に当たっては、各協議会ごとに各中学校等からの応募作品総数に応じた下

記の基準に従って香川県大会推薦作品を選定し、別紙(3)に記載の上、別紙(1)又は別紙(2)の写しを添付し、令和6年10月9日(水)までに高松法務局人権擁護部に送付する。

記

	協議会内応募総数	香川県大会への推薦作品数
①後記6(3)ア～コの 各賞候補推薦作品	500編以下	3編
	1,000編以下	4編
	2,000編以下	5編
	以降1,000編ごと	1編ずつ追加
②後記6(3)サの 奨励賞候補推薦作品	上記の県大会優秀賞候補推薦作品数と同程度	

6 香川県大会

前記5(2)の予選において選定された推薦作品について、次のとおり香川県大会としての審査を行い、表彰する。

(1) 審査員

高松法務局、香川県人権擁護委員連合会、香川県教育委員会、四国新聞社、NHK高松放送局の各団体に所属する者

(2) 入賞者の発表

令和6年11月下旬頃、高松法務局ホームページ (<https://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/>) において行う。

なお、入賞者には、事前に各学校を經由して通知する。

(3) 表 彰

ア 高松法務局長賞	1編
イ 香川県人権擁護委員連合会長賞	1編
ウ 香川県教育委員会教育長賞	1編
エ 四国新聞社賞	1編
オ NHK高松放送局長賞	1編
カ カマタマーレ讃岐賞	1編
キ 香川オリーブガイナース賞	1編
ク 香川ファイブアローズ賞	1編
ケ 香川アイスフェローズ賞	1編
コ 優秀賞	若干編
サ 奨励賞	若干編

(4) 副賞及び参加賞

入賞者には賞状及び副賞を授与し、応募者全員に参加賞を贈呈する。

(5) 表彰式

上記(3)ア～オについては、令和6年12月8日(日)に開催予定の「じんけんフェスタ2024」(仮称)において行う。

なお、その他の賞は各学校において行う。

7 「第43回全国中学生人権作文コンテスト」への推薦等

香川県大会で優秀と認められた作品については「第43回全国中学生人権作文コンテスト」実施要領の推薦基準に基づき、推薦する。

8 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 他の機関との二重応募が判明した場合、又は応募作品に盗用・流用の疑いがあると主催者が判断した場合は、入賞を取り消す。
- (3) 本人以外の第三者による作品の修正は不可とする。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (5) 優秀賞以上の受賞作品においては、高松法務局ホームページに掲載するとともに、人権思想の普及高揚のため、作品集に掲載して関係機関に配布することなどによって公表する。ただし、公表に当たっては、応募者本人及びその保護者（以下「本人等」という。）の意向に応じて、学校名・学年・氏名を非公表とすることがある。

また、公表した作品は、一部の作品を四国新聞に掲載（予定）するとともに、地方公共団体等から広報紙等への転載希望があった場合には、原則として承認する。

- (6) 入賞作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (7) 公表する作品中に登場する人物について、個人の特定が可能であると認められる場合には、応募者本人等に対し、当該人物から作品を公表することについての承諾が得られていることを確認する。また、法人等の団体も同様とする。